

うるま市教育委員会告示第19号

うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月18日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対して交付する、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金（以下「補助金」という。）に関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、生涯学習フェスティバルに関する事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第4条 実行委員会は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 教育長は、前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、申請書類等を審査し、適当と認めるときは、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付決定通知書(様式第2号)により実行委員会に通知するものとする。

2 教育長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求及び概算払い)

第6条 実行委員会は、前条に規定する交付決定を受けた日から起算して20日以内に、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付請求書(様式第3号)を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項に規定する補助金の交付請求を受けた日から起算して30日以内に概算払により補助金を交付するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 実行委員会は、第5条に規定する交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更する場合には、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金変更交付申請書(様式第4号)により、教育長に申請するものとする。

2 教育長は、前項の変更交付申請があったときは、変更した内容を審査の上、変更交付の可否を決定し、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 第5条第1項に規定する交付決定(前条第2項に規定する変更交付決定を含む。)を受けた実行委員会は、事業の完了後、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、事業を実施した年度に属する3月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 教育長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 教育長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合において、これを審査した上で適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金額確定通知書（様式第7号）により、実行委員会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 教育長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの告示の規定若しくは交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金の運用又は補助金の執行方法が不当であると認めた場合
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(補助金の返還等)

第11条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に確定した額を超える補助金が交付されているときは、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金返還通知書（様式第8号）により、実行委員会に通知するものとする。

2 前項の規定による生涯学習フェスティバル実行委員会補助金補助金返還通知書を受けた実行委員会は、返還期限までに当該通知に係る補助金を返還しなければならない。

(報告又は検査)

第12条 教育長は、実行委員会に対して事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(関係書類の保存)

第 13 条 実行委員会は、事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を整備し、かつ、これらの証拠書類等を事業が完了した年の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 14 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 18 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費
事務局費 （実行委員会及び事務局の 運営、管理等に必要な経 費）	報酬
	需用費
	旅費
	役務費
	使用料及び賃借料
	備品購入費
事業費 （実行委員会が行う事業に 必要な経費）	報償費
	旅費
	役務費
	需用費
	委託料
	使用料及び賃借料

様式第 1 号（第 4 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付申請書

うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金を交付して下さるよう、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

- 2 添付書類
- (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 教育長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長



生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請があった、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金について、当該補助金の交付を決定しましたので、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付条件 うるま市補助金等交付規則及びうるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を遵守すること。

※交付請求の場合は、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付決定通知書（写し）を添付すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった補助金について、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込口座

金融機関名		支店名	
預金の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたうるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金について、申請内容に変更がありますので、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更後申請額	金	円
3 既交付決定額	金	円
4 差 引 額	金	円

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 教育長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 年 月 号 日

様

うるま市教育委員会
教育長 印

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号変更交付申請のあった、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金について、下記のとおり決定しましたので、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1	変更後交付決定額	金	円
2	既 交 付 決 定 額	金	円
3	差 引 変 更 額	金	円

※ 交付条件 うるま市補助金等交付規則及びうるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱を遵守すること。

※ 交付請求の場合は、生涯学習フェスティバル実行委員会補助金変更交付決定通知書（写し）を添付すること。

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 年 月 日

うるま市教育委員会
教育長 様

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったうるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金に係る補助対象事業が完了しましたので、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 円
- 2 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 事業報告書
 - (3) 教育長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

うるま市教育委員会
教育長 印

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号でもって実績報告のあったうるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金については、その内容を適当と認め、下記のとおり確定しましたので、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助金額 円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 号
日

様

うるま市教育委員会
教育長 印

生涯学習フェスティバル実行委員会補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定したうるま市生涯学習
フェスティバル実行委員会補助金について、うるま市生涯学習フェスティバル実行委員会
補助金交付要綱第 1 0 条の規定により取り消したので、同要綱第 1 1 条第 1 項の規定によ
り通知します。

記

1 返還を命ずる額 円

2 返還理由

3 返還期限 年 月 日